

九州統一労働組合同盟規約

第一章 名 稱

第一條 本同盟は九州統一労働組合と稱し本部を八幡市に置き支部を各所に設く。

第二章 目 的

第二條 本同盟は九州地方に於ける各種産業に従事する勤勞大衆を以て組織す。

第三條 本同盟は本組合の綱領、政策、宣傳並に決議の遂行を以て目的とす。

第三章 部 門

第四條 本同盟は前條の目的を達成するため左の部門を置く。

組織部 青年部 教育部

第五條 本同盟は産業別構成組織と統成統一の爲め左に産業部門を

置く。

金屬部 交通部 失業部 一般使用人部

第四章 機 關

第六條 本同盟に左の機關を置く。

大會―中央委員會―執行委員會―常務執行委員會―

第一節

第七條 大會は本同盟の最高決議機關にして毎年一回執行委員之を召集し代議員及本部役員を以て構成す。

第八條 大會代議員は同盟員十名に對し一名の割合を以て選出するものとす端數は〳〵更に一名を加ふ。

第九條 次の場合は臨時大會を召集す。

- 一、三分ノ一以上の支部からの要求
- 二、中央委員會の決議に因る要求